

令和6年度栃木県介護支援専門員専門研修課程Ⅰ実施要領

1 目的

栃木県介護支援専門員資質向上事業に基づき、現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の習得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技能を習得し、もって介護支援専門員の資質の向上を図る。

2 主催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県介護支援専門員資質向上事業指定研修実施機関）

3 実施方法

Vimeo 及び Zoom を利用してオンラインで実施します。

4 研修課程

研修時間 5 6 時間

5 研修日程

令和6年6月10日（月）～8月20日（火）

詳細は、別紙1『令和6年度介護支援専門員専門研修課程Ⅰ日程表』を確認してください。

6 受講資格

介護支援専門員の登録が栃木県であり、現に介護支援専門員として実務に従事している方で、原則、就業後6か月以上の方（就業後の期間は、申込日時点での期間とする）。また、研修の全日程かつ全科目に参加できる方。

（注）介護支援専門員証の有効期限が令和7年12月までの方は、更新研修としての受講になりますので、「令和6年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）」の受講申込書にて申込みをしてください。

※実務に従事した期間とは、事業所・施設からの辞令により介護支援専門員として業務に携わってケアプラン作成を実施した期間とします。認定調査員としての実務経験は、該当しません。

※地域包括支援センターで予防プラン作成に従事している場合も、介護支援専門員の実務として換算できません。

7 定員

120名

※定員は、介護支援専門員更新研修（実務経験者）と併せての人数です。

8 受講に当たって

（1）受講に当たっては以下の①～④すべてが必要です。

①カメラ・マイク付きのパソコン又はタブレットがあること。 ※スマートフォン不可

②受講するパソコン又はタブレットで確認できるメールアドレスがあること。

③インターネット環境（有線LAN又はWi-Fi環境）があること。

④研修での配布資料や提出課題をプリントアウトできること。

（2）本研修は、Vimeoでの講義（座学）及びZoomを利用した演習を行います。

（3）インターネット環境によっては多額の通信料が発生する恐れがありますので、自身の通信契約を確認し

てください。

- (4) 連絡はEメールで行います。事務局からのメールが必ず届くよう、受講するパソコン等における自身のメール設定を確認してください。なお、事務局では、各自が所有するパソコン等の操作方法や設定に関する質問はお受けできません。

※「15 オンライン研修受講上の注意事項について」を必ず読んでください。

◆パソコン等に必要な推奨動作環境

パソコン (OS)	通信環境	ソフトウェア	ハードウェア
Windows10 以降 macOSX と macOS10.9 以降	・ 2.0Mbps 以上の通信 速度 ・ 通信無制限の Wi-Fi (無線 LAN) 環境	・ Microsoft Excel ・ Microsoft Word ・ PDF ファイル閲覧ソ フト(Adobe Acrobat DC 等)	・ パソコン用カメラ ・ パソコン用マイク ※Zoom で支障なく動 作するもの
タブレット			
iOS8.0 以降 iPadOS13 以降 Android5.0x 以降			

9 申込手続

(1) 提出方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送又は直接持参してください。

(2) 申込期間

令和6年4月30日(火)～5月14日(火) 17時 必着

(3) 提出書類

- ①令和6年度介護支援専門員専門研修課程I受講申込書
- ②介護支援専門員証のコピー(①申込書に添付欄あり)
- ③過去に受講した介護支援専門員研修修了証明書のコピー

(4) 提出先

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森2階
とちぎ健康福祉協会 ケアマネ研修担当 宛

10 受講決定

書類確認後、5月24日(金)頃に受講決定通知書を郵送します。定員により受講できない場合や受講資格要件を満たさず受講できない場合は、5月22日(水)までに電話にて連絡します。

※申込みが定員を超える場合には、申込期間内においての申込み順とします。ただし、介護支援専門員更新研修(実務経験者)に申込みの方(介護支援専門員証の有効期限が令和7年12月までの方)は優先的に受講決定します。

11 受講料

全科目受講 39,000円

科目受講 1科目あたり3,000円

受講料の納入方法は、受講決定通知書にて連絡します。なお、研修実施機関にて定めた納入期限以降は、いかなる理由においても、一切返金いたしません。

12 研修修了者の認定方法

全課程を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出した方に修了証明書を交付します。

※遅刻、欠席、途中退席した場合は、修了証明書は交付しません。また、指定された課題の提出がない場合、研修態度がふさわしくないと判断された場合は、修了証明書は交付しません。

13 指定テキストについて

研修では、「新版 介護支援専門員現任研修テキスト 専門研修課程Ⅰ（中央法規出版）」を使用します。テキストの購入については、受講決定通知書にて案内しますので、各自で準備してください。

14 課題の提出について

詳細は、別紙2『介護支援専門員研修の課題の提出について』を確認してください。

15 オンライン研修受講上の注意事項について

詳細は、別紙3『オンライン研修受講上の注意事項について』を確認してください。

16 その他

- (1) 介護支援専門員専門研修課程Ⅰは、介護支援専門員更新研修（実務経験者）と同一のカリキュラムのため、合同で実施します。
- (2) 原則として、研修は介護支援専門員の登録都道府県での受講です。やむを得ない事情にて他の都道府県登録者が栃木県で実施する研修を受講する場合には、以下の手順により手続きを行ってください。

<受講地変更の手順>

- ① 介護支援専門員証の登録をしている都道府県庁の担当部門に、栃木県での研修受講について相談する。
- ② ①により受講地変更の手続きに進む場合には、栃木県高齢対策課（電話 028-623-3147）に連絡し、確認を行う。
- ③ ②にて受講地変更の手続きに進む場合のみ、研修実施機関（とちぎ健康福祉協会）へ研修申込みを行う。

※栃木県登録者の受講が優先されるため、受講地変更手続きについて栃木県が承認をした場合でも、研修の定員等により、受講できない場合があります。

- ④ 研修実施機関からの受講決定通知書が届いた後、登録のある都道府県に受講地変更の手続きを行う。

※受講地変更手続きが完了していないと研修修了が無効となる場合がありますので注意してください。

- (3) 身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に相談してください。
- (4) 研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき栃木県へ提出します。

17 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 生きがい健康部 生きがいづくり課
電話 028-600-3180 （研修当日緊急連絡先 080-5670-7847）
問合せ時間 8：30～17：30（土日祝日を除く）

URL <https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

（上記ホームページアドレス「お問合せ」よりフォームも利用できます）



申込み前に必ず読んでください

(重要) 有効期限が令和7年12月までの方へ

有効期限が令和7年12月までの方は、『更新研修』としての受講になります。

(1) 有効期限が令和7年12月までであり、初回更新の方

介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事している又は従事していた経験を有しており、

- ①これまで介護支援専門員証の更新をしたことがない方
- ②前回の介護支援専門員証の更新の際、実務未経験者の更新研修を受講した方
- ③現在の介護支援専門員証の交付を受ける際、再研修を受講した方

⇒ 更新を行うには**専門研修Ⅰ（56時間）と専門研修Ⅱ（32時間）**を修了する必要があります。

○介護支援専門員証の有効期間中に**専門研修Ⅰ（56時間）と専門研修Ⅱ（32時間）**の両方を修了していない方は、**更新研修（実務経験者）初回更新**の受講申込書にて、**専門研修Ⅰと専門研修Ⅱ**の両方を申込みしてください。

○介護支援専門員証の有効期間中に**専門研修課程Ⅰ（56時間）**を修了している方は、**更新研修（実務経験者）初回更新**の受講申込書にて、**専門研修Ⅱのみ**を申込みしてください。

(2) 有効期限が令和7年12月までであり、2回目以降の更新の方

介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事している又は従事していた経験を有しており、

- ①前回の介護支援専門員証の更新の際、**専門研修課程Ⅰ及びⅡ**の課程を修了した方
- ②前回の介護支援専門員証の更新の際、**実務経験者の更新研修（初回）**を修了した方
- ③前回の介護支援専門員証の更新の際、**専門研修課程Ⅱ（2回目以降）**を修了した方
- ④前回の介護支援専門員証の更新の際、**実務経験者の更新研修（2回目以降）**を修了した方

⇒ 更新を行うには**専門研修Ⅱ（32時間）**を修了する必要があります。（**専門研修Ⅰ（56時間）**を受講する必要はありません）

○**専門研修課程Ⅱ（32時間）**を修了していない方は、**更新研修（実務経験者）2回目以降の更新**の受講申込書にて申込みしてください。

(3) 有効期限が令和7年12月までであり、主任介護支援専門員研修を修了している方

主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することで、従来の更新研修を修了しなくても本体の介護支援専門員証の更新手続きができます。しかし、主任更新研修の受講には一定の受講要件が必要です。受講要件に該当しない場合は、更新研修（実務経験者）を受講してください。主任更新研修の受講要件の詳細（主任更新研修実施要領）は、7月頃に案内予定です。

今年度の主任更新研修を受講希望の方は、その旨を受講申込書に明記の上、「**更新研修（実務経験者）（Cコース）**」と「**主任更新研修**」の両方を申込みしてください。主任更新研修の受講要件を満たし、同研修の受講が決定した場合は、主任更新研修受講を優先します。なお、主任更新研修が受講できない場合は、研修の日程上、更新研修（実務経験者）の受講は「**Cコース**」になります。

令和6年度介護支援専門員専門研修課程Ⅰ 日程表

1. オリエンテーション

Vimeoによる動画配信期間 **6月10日（月）～6月12日（水）**

2. Zoom操作研修（参加は任意です）

日時：**1回目 6月13日（木）16：00～16：30**
2回目 6月17日（月）11：30～12：00 } 2回とも同じ内容です

3. 受講日程

① Vimeoによる講義動画配信期間 **6月20日（木）～8月20日（火）**

※講義動画の配信期間延長は、いかなる理由があっても行いません

※演習参加前に、必ず対象科目の講義動画の視聴を終了してください

② 演習はZoomにてリアルタイムに実施します

	科 目	① 動画時間数（Vimeo）	② 演習日時（Zoom）	
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	講義2.5時間	講義動画のみ 演習はありません	
	対人個別援助技術及び地域援助技術	講義2時間		
	ケアマネジメントの実践における倫理	講義2.5時間		
	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践	講義2.5時間		
	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	講義2時間		
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	講義1.5時間		
1 日 目	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定①	—	6月18日（火）	13：00-17：00
2 日 目	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定②	—	6月19日（水）	13：00-17：00
3 日 目	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	講義1.5時間	7月2日（火）	13：30-16：00
4 日 目	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	講義1.5時間	7月17日（水）	9：30-12：00
	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	講義2.5時間	7月17日（水）	13：00-15：30
5 日 目	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義3時間	7月31日（水）	9：30-12：00
	心疾患のある方のケアマネジメント	講義1.5時間	7月31日（水）	13：00-15：30
6 日 目	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義2.5時間	8月6日（火）	9：30-12：00
	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	講義2.5時間	8月6日（火）	13：00-15：30
7 日 目	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	講義1.5時間	8月20日（火）	9：30-12：00
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	—	8月20日（火）	13：00-15：00
	修了式	—	8月20日（火）	15：00-15：15

※全科目を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出することが修了の要件となります。

介護支援専門員研修の課題の提出について

介護支援専門員専門研修課程Ⅰ、専門研修課程Ⅱ及び介護支援専門員更新研修（実務経験者）の受講者は、下記の課題の提出が必要です。指示に従い課題を提出してください。

提出方法の詳細は、受講決定時に改めて通知します。

（１）専門研修課程Ⅰ・更新研修（専門研修課程Ⅰ相当）の受講者

科目「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」では、自己のケアマネジメントを振り返るにあたり、自身が担当した事例の提出が必要です。

<提出するもの>

- ① 基本情報（様式1）
- ② アセスメントした内容がわかるもの（アセスメントシート等）
- ③ ケアプラン（予防も含む）

※①は指定の様式、②③は各事業所で使用しているものを提出。

指定様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

とちぎ健康福祉協会HPアドレス

<https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

<提出事例数>

1事例（事例の内容に指定はありません）

<提出方法、提出期限等>

受講決定時に通知します。

<注意事項>

- ①利用者氏名など個人が特定できる情報や、地域、病院、サービス事業所名などの固有名詞については、特定できないようにA様、B病院のように記号化すること。
- ②現任者でない場合、過去の事例でもよい。

（２）専門研修課程Ⅱ・更新研修（専門研修課程Ⅱ相当）の受講者

研修を受け、自己のケアマネジメントの振り返りを行います。自身が担当した事例において不足している箇所を朱書きで追加及び修正して提出してください。該当する事例がない場合には、研修にて用いた紙上事例を再アセスメントし、プランを作成して提出してください。

<事例の提出を必須とする科目（必ず提出してください）>

- 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント

<選択して事例を提出する科目（以下から2科目を選択して提出してください）>

- 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
- 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
- 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
- 心疾患のある方のケアマネジメント
- 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
- 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
- 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント

※提出する事例の内容が複数の科目の内容に該当する場合、同一事例を使用して提出することはできません。必ず異なる3つの事例を提出してください。

<提出するもの>

- ① 専門研修課程Ⅱ 提出用事例表紙（様式1）
- ② 基本情報（様式2）
- ③ アセスメントシート（アセスメントした内容がわかるもの）
- ④ ケアプラン（予防も含む）

※①②は指定の様式、③④は各事業所で使用しているものを提出。

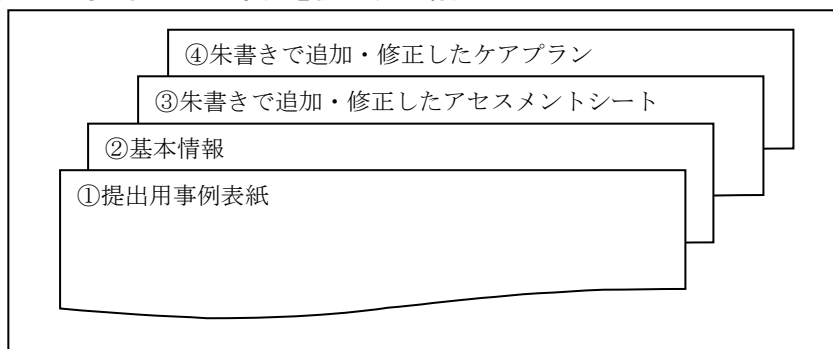
指定様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

とちぎ健康福祉協会HPアドレス

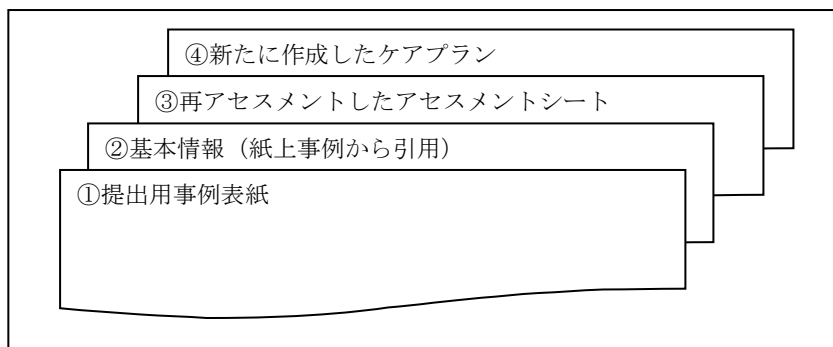
<https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

<作成のイメージ>

例) 自身が担当した事例を提出する場合



例) 該当する事例がない場合



<提出事例数>

3事例

<提出方法、提出期限等>

受講決定時に通知します。

<注意事項>

- ①利用者氏名など個人が特定できる情報や、地域、病院、サービス事業所名などの固有名詞については、特定できないようにA様、B病院のように記号化すること。
- ②現任者でない場合、過去の事例でもよい。

オンライン研修受講上の注意事項について

オンラインでの研修受講に当たっては、次の事項を必ず確認してください。

①Vimeo 及び Zoom (※) の利用について

・本研修は、Vimeo での講義（座学）及び Zoom を利用した演習を行います。

※Vimeo の名称及びロゴは、Vimeo. com, Inc. の商標または登録商標です。

※Zoom の名称及びロゴは、Zoom Video Communications, Inc. の商標または登録商標です。

②講義動画等の取扱いについて

・Vimeo 及び Zoom 配信された講義動画等を、録画・録音をしないこと。また、SNS やインターネット等に流出等しないこと。（録画配信は、違法行為になります）流出等があった場合、受講決定を取消すことがあります。

③Vimeo の動画視聴について

・必ず期間内に視聴し、確認テスト（別途配布）を行ってください。

・受講期間中は、Vimeo 動画を繰り返し視聴できます。

・講義動画の配信期間の延長はいかなる理由があっても認めません。定められた期間内に視聴を終えなければ、その後の演習を受講しても研修は修了できません。

・講義動画は全て視聴してください。全視聴せず早送りするなどの不正や他聴講者への妨げになる行為が認められた場合には、受講の中断や配信停止を行うことがあります。

④個人情報等の取扱いについて

・受講者本人や利用者等の個人情報がオンライン上に流出したことによりトラブルが生じた場合、当協会では責任を負いかねます。個人情報等は自身で適切に管理してください。（個人情報保護法遵守）

⑤オンライン研修を受講する際の通信料について

・通信料は受講者負担になります。

・オンライン研修の受講により、通信料が過大に請求された場合、栃木県及び当協会は一切対応いたしません。

⑥セキュリティやマナーについて

・受講者の変更を行ったり、演習参加用 URL 及びパスワードを第三者に貸与しないこと。また、講師及び研修参加者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害しないこと。